

山形県公立大学法人理事長の選考及び解任に関する規程

平成21年10月24日

理事長選考会議決定

改正 平成26年6月26日

(目的)

第1条 この規程は、山形県公立大学法人定款（以下「定款」という。）第10条第8項の規定に基づき、山形県立米沢栄養大学及び山形県立米沢女子短期大学（以下「大学」という。）の学長となる山形県公立大学法人（以下「法人」という。）の理事長（以下「理事長」という。）の選考及び解任の手続き等に関し、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）及び定款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(選考の事由及び時期)

第2条 理事長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 理事長の任期が満了するとき
- (2) 理事長が辞任を申し出たとき
- (3) 理事長が欠員となったとき
- (4) 知事に理事長の解任を申し出たとき

2 理事長の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては、任期が満了する日の1月前までに、同項第2号から第4号に該当する場合にあっては、速やかに行うものとする。

(理事長候補者)

第3条 定款第10条第3項の規定により大学ごとに設置する理事長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号に掲げる者を理事長候補者とする。

- (1) 経営審議会から選考会議に対して書面で推薦された者
- (2) 教育研究審議会から選考会議に対して書面で推薦された者
- (3) 法人の役員（監事を除く。以下同じ。）及び大学の常勤の教員（助教以上とする。以下同じ。）10人以上から選考会議に対して書面で推薦された者
- (4) 自ら立候補した者（法人の役員及び大学の常勤の教員10人以上の賛同を得た者とする。）
- (5) 選考会議の委員2人以上から選考会議に対して書面で推薦された者

2 理事長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力及び法人の経営管理能力を有する者でなければならない。

(選考方法)

第4条 選考会議は、前条の理事長候補者に対して理事長就任の意思、理事長に就任した場合の所信その他必要な事項の確認を行うものとする。

2 選考会議は、前項の確認を行った理事長候補者のうち理事長就任の意思がある者を対象に大学の常勤の教員及び職員（山形県公立大学法人事務組織規程（平成21年規程第5号）第6条の表左欄に掲げる職のうち専門員以上の職にある職員に限る。）による意向調査を実施し、その結果も参考にして、理事長候補者の中から、定款第10条第1項の規定により法人の申出に基づき知事が理事長に任命する者を選考する。

3 選考会議は、選考結果を理事長（理事長が欠員のときは、定款第9条第5項の規定によりその職務を行う理事）に通知するものとする。

4 大学ごとに設置する選考会議の結果が一致しないときは、定款第10条の2の規定により、それぞれの選考会議から選出される代表者で構成される理事長選考代表者会議（以下「代表者会議」という。）を設置し、協議のうえ、理事長候補者を選考する。

(解任の申出)

第5条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、理事長の解任を知事に申し出ることができる。ただし、理事長の解任の申し出にあたっては、山形県公立大学法人理事長選考会議規程（平成21年9月4日理事長選考会議決定。以下「選考会議規程」という。）

第7条第2項の規定にかかわらず、委員総数の3分の2以上の賛成がなければならない。

(1) 理事長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 理事長に職務上の義務違反があるとき

(3) 理事長の職務の執行が適当でないため、法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認められるとき

(解任請求等)

第6条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合には理事長の解任について審議を行わなければならない。

(1) 選考会議が前条各号に該当するおそれがあると認めたとき

(2) 経営審議会又は教育研究審議会が、理事長の解任請求を議決し、選考会議に対して解任すべき事由を付した書面により解任請求を提出したとき

(3) 大学の常勤の教員の3分の1以上に当たる者が、選考会議に対して解任すべき事由を付した書面により解任請求を提出したとき

(4) 選考会議の委員総数の3分の1以上に当たる者が、選考会議に対して解任すべき事由を付した書面により解任請求を提出したとき

2 解任請求が、大学ごとに設置する選考会議の一方に提出されたときは、他方の選考会議においても審議を開始するものとする。

3 選考会議は、第1項の審議の結果について、理事長に通知しなければならない。この場合において、当該審議が、第1項第2号に基づく場合には経営審議会又は教育研究審議会に、第1項第3号に基づく場合には解任請求を行った代表者に、それぞれ通知しなければならない。

4 選考会議は、第1項の審議において理事長の解任を決したときは、知事に理事長の解任を申し出るものとする。

5 前項の審議結果が、大学ごとに設置する選考会議で異なるときは、それぞれの選考会議から選出される代表者で構成される代表者会議を設置し、協議のうえ取扱いを決定する。

(意見陳述の機会の付与)

第7条 選考会議は、前条第1項の審議を行うにあたり、理事長に意見陳述の機会を与えなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、選考会議の議を経なければならない。ただし、この場合の議事は、選考会議規程第7条第2項の規定にかかわらず、委員総数の3分の2以上の賛成がなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、理事長の選考、解任手続き及び代表者会議等に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年10月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月26日から施行する。